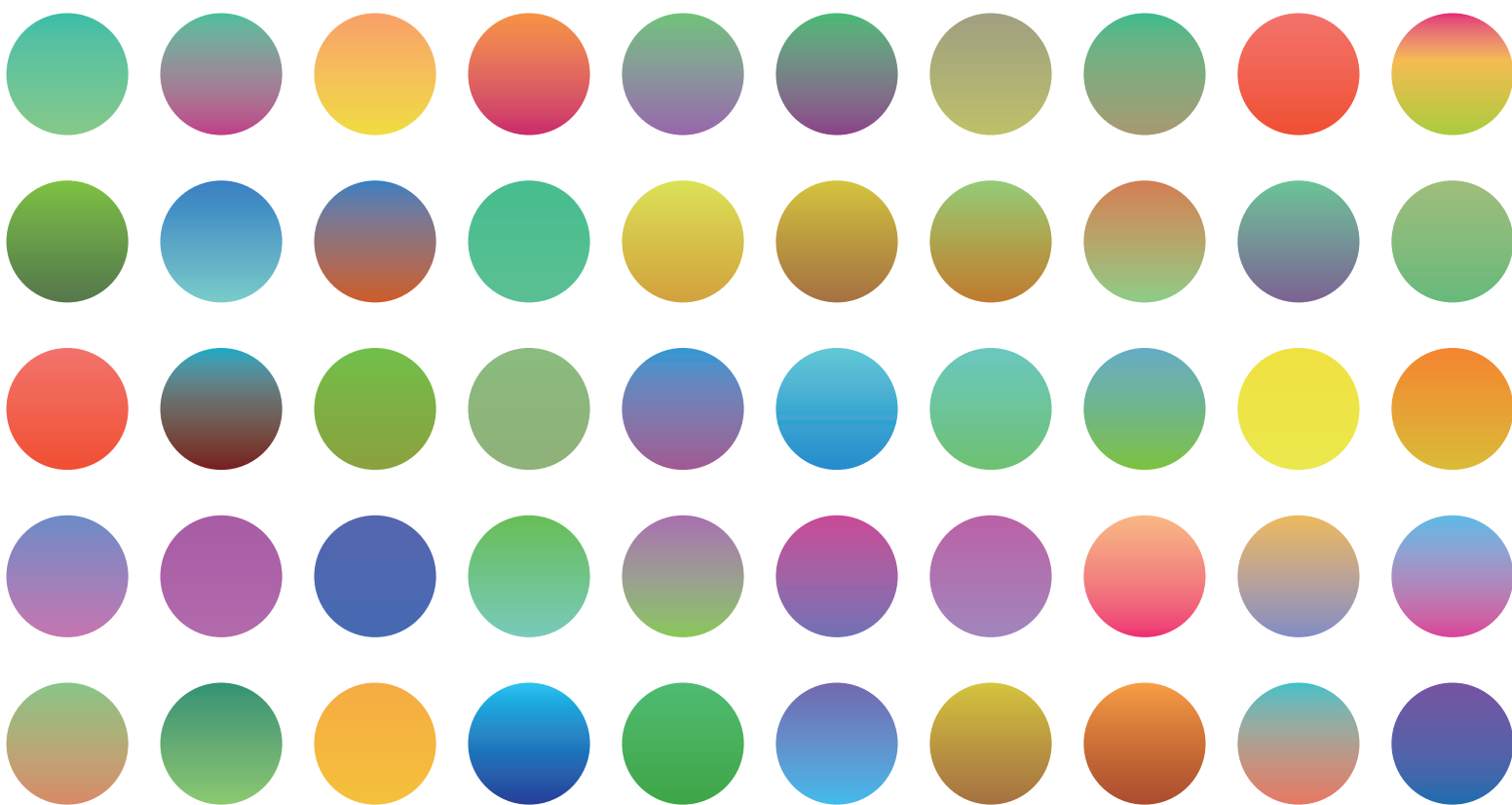


第2次 能美市男女共同参画プラン

概要版



令和2年3月
能美市

1 計画の趣旨と背景

能美市では、平成22年3月に「（第1次）能美市男女共同参画プラン」を策定。翌年の平成23年3月には「能美市男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制や制度等を整え、意識啓発を展開してまいりました。

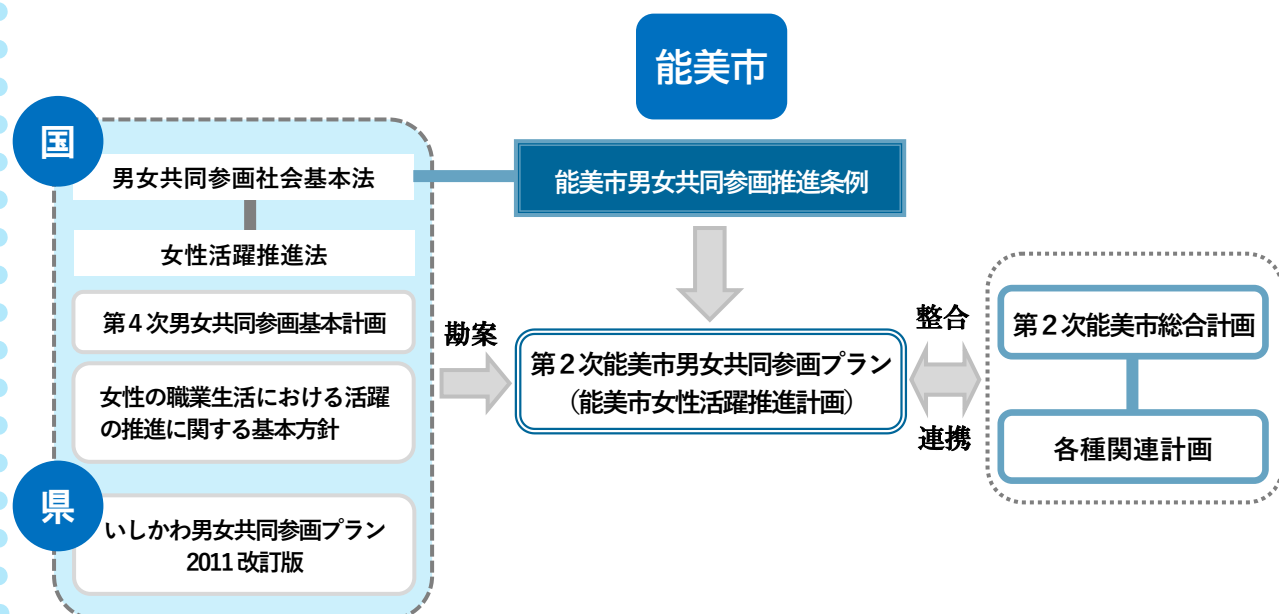
国では、平成27年8月に、女性の採用、登用、能力開発等をさらに推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

しかし、社会の現状を見ると、男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など、様々な側面からの課題が依然として存在するため、平成27年12月に、「男女共同参画社会基本法」が目指す新たな取組方針として「第4次男女共同参画基本計画」が示されました。

この度、「（第1次）能美市男女共同参画プラン」の計画期間の満了に合わせ実施した「市民アンケート」及び「事業者アンケート」の結果と、国が示した「女性活躍推進法」及び「第4次基本計画」の方針を効果的に反映し『第2次能美市男女共同参画プラン』を策定しました。

2 計画の位置づけ

- ▶ 「能美市男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策や市民及び事業者の取組を推進するための行動計画です。
- ▶ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定版の内容を反映しています。
- ▶ 「女性活躍推進法」第6条に規定されている「市町村推進計画」に位置づけます。

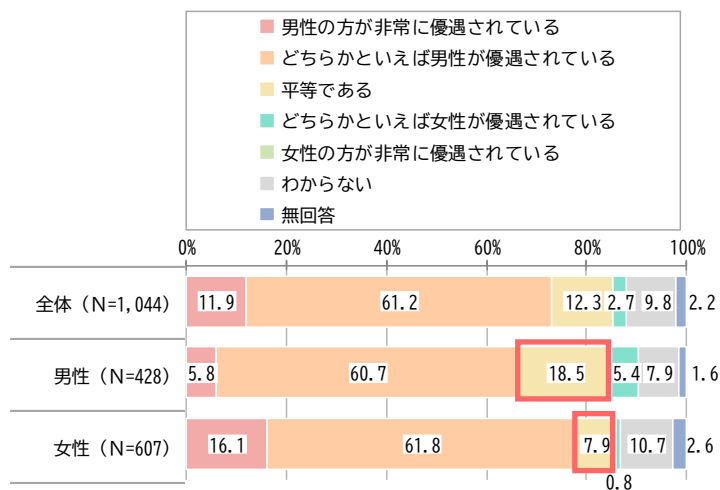


3 能美市の現状



①社会全体における男女平等について

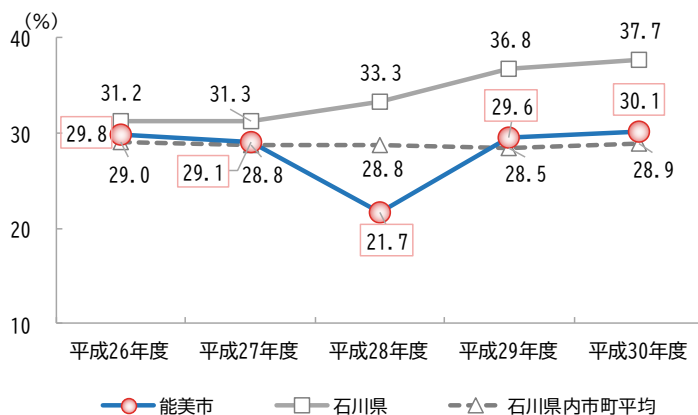
市民アンケートにおいて、「社会全体として男女の地位が平等である」と回答した人が、男性は18.5%、女性は7.9%となっており、男性と女性で平等に対する認識に大きな差があります。



資料：能美市「男女共同参画社会に向けての市民アンケート（平成30年度）」

②審議会等や自治体における女性の登用状況

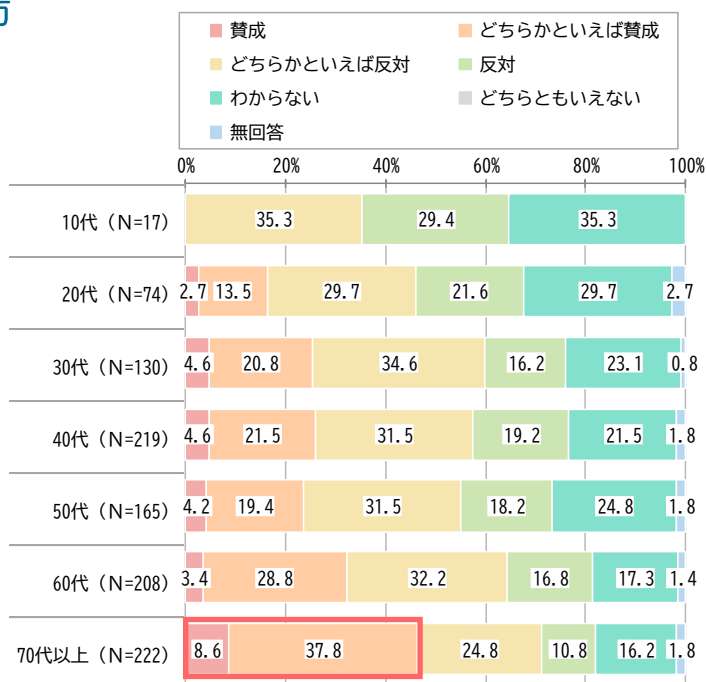
能美市の審議会等における女性委員の割合については、平成30年度では30.1%となっています。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

③男性が働き、女性が家庭を守るという考え方

市民アンケートにおいて、男性が働き、女性が家庭を守るという考え方に対し、「賛成」「どちらかと言えば賛成」という回答が、70代以上では46.4%であり、年齢が下がるにつれ低く10代では0%でした。若い世代で男女平等意識が高まっていることがわかります。



資料：能美市「男女共同参画社会に向けての市民アンケート（平成30年度）」

4

計画の期間

この計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間です。

今後は、令和6年度において中間見直しをするほか、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行います。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次能美市男女共同参画プラン									
前期									
				見直し					
					後期				

5

基本理念

よ
能き美しき「のみ」を輝かせる
(能力) (個性)

～男女が共に能力と個性を発揮できるまち～

- 男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って生きること、多様性に富んだ豊かで活力ある社会が生まれます。
- 男女が共に自分の意思を尊重し、職場、地域、家庭で調和のとれた生活を送ること、さらに女性が活躍できます。

このように、多様性に富み豊かで女性が活躍する社会では、男女が共に能力と個性を十分に発揮できる、理想の男女共同参画社会が進展し、能（よ）き美しき「能美のお人柄」をさらに生き生きと輝かせてくれます。

第2次能美市男女共同参画プランでは、市民の皆様と共に、現状の課題解決を目指して、様々な施策に取り組んでまいります。

6

基本目標

I

女性の活躍

あらゆる分野で誰もが活躍できるまち

男女ともに働き方改革を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図ることで、女性の活躍に影響を与えている「固定的な性別役割分担意識」や「男性中心型労働慣行」の変革に努めます。

また、女性が自らの意思で職業生活を選択し、さらに、企業のトップや地域のリーダーなどが女性の活躍について理解を深めることで、方針の立案・決定の場への女性参画の促進につながり、職場や地域に魅力を生みます。魅力のある職場や地域は、働きたい企業、住みたいまちとして認められ、誰もが能力と個性を十分に発揮し、活躍できる環境が実現します。

II

安心な暮らし

誰もが安心して暮らせるまち

男女が互いの違いを理解し合い、思いやりを持って共生していくことが、男女共同参画社会の形成にあたっての基本です。

安全に子供を産み、パートナーと共に安心して子育てができるよう、また、様々な理由で困難を抱えている人たちが安心して生活できるよう、地域や職場が社会の実情を知り、理解を深めることが大切です。

さらに、あらゆる暴力の予防と根絶のために、すべての人と共に、暴力を生まないための予防教育を始めとした「暴力を容認しない社会基盤づくり」を推進します。

III

貢献する市民

男女共同参画社会の実現に貢献する 市民を育むまち

すべての市民に男女共同参画社会について理解を深めてもらうため、推進委員等による広報や啓発活動、認定こども園や学校における学びのほか、家庭や地域にも男女平等意識を育む機会を積極的に提供します。

また、地域で暮らす多様な人々との共生と協働、国際的な取組への協調を図るため、グローバル教育を展開し、SDGsに貢献できる市民と地域を育みます。

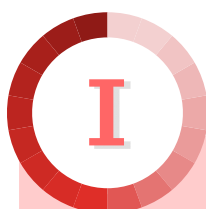
7

プランの体系

基本理念

能き美しき『のみ』を輝かせる
く男女が共に能力と個性を発揮できるまちく

基本目標



I
女性の活躍
あらゆる分野で
誰もが活躍できるまち



II
安心な暮らし
誰もが安心して
暮らせるまち



III
貢献する市民
男女共同参画社会の
実現に貢献する市民を
育むまち

基本施策（課題）

- 1 女性の活躍に影響を与える性別役割分担意識や男性中心型労働慣行等の変革
- 2 方針の立案・決定過程へ女性が参画できる環境整備
- 3 雇用等における女性活躍の推進と仕事と生活の調和
- 4 地域における女性活躍の推進
- 5 生涯を通じた健康支援
- 6 あらゆる暴力の根絶
- 7 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 8 男女共同参画社会の理解の促進
- 9 教育を通じた意識改革と学習環境の整備
- 10 地域における男女共同参画の推進
- 11 国際的な取組に協調し貢献する市民の育成

施 策

- 1-1 家事・育児・介護等への参画を男女ともに可能とする労働環境の整備、働き方改革
- 1-2 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し
- 1-3 男性への意識啓発による理解の促進

- 2-1 議会など方針の立案・決定の場に女性が参画しやすい環境の整備
- 2-2 各種審議会委員などの男女バランスと会議の質の向上
- 2-3 女性職員の積極的な役職登用の推進
- 2-4 女性職員へのエンパワーメントの推進

- 3-1 仕事と生活のバランスのとれた環境づくりの促進
- 3-2 男女の平等な雇用機会と待遇確保の推進
- 3-3 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
- 3-4 農業や商工業等の自営業者の就業環境と生活の調和
- 3-5 能力発揮のための支援

- 4-1 地域活動の場における女性活躍の推進
- 4-2 女性の活躍による地方創生の促進

- 5-1 生涯を通じた健康支援
- 5-2 妊娠・出産・子育て等に関する支援
- 5-3 母子保健と子育て支援施策の充実

- 6-1 暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 6-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 6-3 子どもに対する性暴力等の根絶に向けた対策の推進
- 6-4 ハラスメント防止対策の推進
- 6-5 メディアから被る性や暴力の表現への対策

- 7-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- 7-2 高齢者や障がい者が尊厳を持ち安心して暮らせる環境の整備
- 7-3 性の多様性に関する理解の促進

- 8-1 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進
- 8-2 わかりやすい広報と普及啓発活動の展開
- 8-3 幅広い情報の収集と研究
- 8-4 推進委員の活動促進と人材育成

- 9-1 認定こども園・学校における男女共同参画の学習推進
- 9-2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 9-3 男女平等意識を育む家庭づくり
- 9-4 誰もが学習できる環境づくり

- 10-1 防災・災害対策の分野における女性の参画拡大
- 10-2 強い市民力・地域力による男女共同参画の推進

- 11-1 海外の各種情報の収集と提供
- 11-2 SDGsの理念の理解促進
- 11-3 異なる文化、生活習慣などへの理解と交流

8

数値目標

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

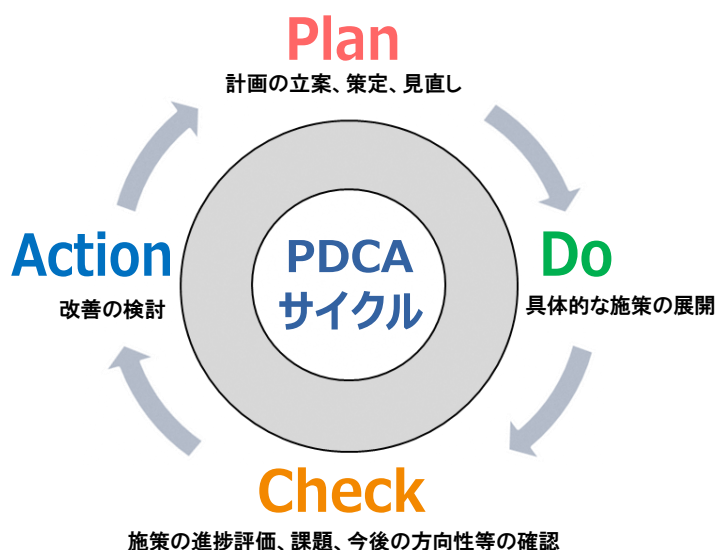
項 目 名	現況	目標値	
	平成 30年度	令和 6年度	令和 11年度
①女性における「男女は平等」と感じている人の割合	7.9%	15%	25%
②市の審議会などにおける女性委員の割合	30.1%	40%	50%
③市内事業所における男性従業員の育児休業取得率	8.2%	15%	20%
④DV相談窓口の周知度	—	70%	80%
⑤「LGBT」について内容を理解している人の割合	34.6%	50%	70%
⑥「男女共同参画社会」という用語の周知度	77.9%	90%	100%
⑦町会・町内会における執行組織に女性役員がいる町会・町内会の数 (令和元年値)	35/74	50/74	66/74

9

計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に確認・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。

本計画の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



第2次能美市男女共同参画プラン

発行：能美市

編集：能美市 企画振興部 地域振興課

住所：〒923-1297 石川県能美市来丸町1110番地

TEL：0761-58-2212 FAX：0761-58-2291

発行年月：令和2年3月